

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

### 第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、事務職として業務に従事していたところ、平成〇年〇月〇日、同社食肉加工工場へ異動し、食肉処理作業員として業務に従事していた。
- 2 請求人は、同年〇月〇日、C病院を受診し、「頰椎症、四肢末梢神経障害」と診断され、同年〇月〇日、D整形外科を受診し、「両手指狭窄性腱鞘炎」と診断され、平成〇年〇月〇日、E病院を受診し、「両手指変形性関節症」と診断された。

請求人によると、食肉処理の業務を始めてから、両手全指の関節全てに痛みが生じたという。

- 3 本件は、請求人が、請求人に発症した疾病は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人  
(略)

## 2 原処分庁

(略)

## 第4 争 点

請求人に発症した疾病が業務上の事由によるものであると認められるか。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 理 由

### 1 当審査会の事実認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、請求人に発症した疾病は、C病院で診断された「頰椎症」や「四肢末梢神経障害」ではなく、平成〇年〇月〇日にD整形外科において診断された「両手指狭窄性腱鞘炎」である旨主張しており、同主張の根拠として、F医師作成の平成〇年〇月〇日付け、同年〇月〇日付け及び同年〇月〇日付け診断書を提出している。

この点、G医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、平成〇年〇月〇日のC病院受診時の請求人の上肢の症状は、広義の「頰肩腕症候群」に含まれるものと述べている。

当審査会としては、G医師の上記意見書及びH医師作成の平成〇年〇月〇日付け意見書に記載された医学的所見及び意見に鑑み、請求人に発症した疾病は、「頰肩腕症候群」（以下「本件疾病」という。）であると判断する。

また、本件疾病の発症日は、本件疾病に関する医療機関の初診日である平成〇年〇月〇日とするのが妥当であると判断する。

(2) 本件疾病を含む上肢作業に係る疾病の業務起因性の判断については、労働省（現厚生労働省）労働基準局長が「上肢作業に基づく疾病の業務上外の認定基準について」（平成9年2月3日付け基発第65号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものとするので、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人の聴取書及び上肢作業に基づく疾病に係る調査票（以下「調査票」という。）によれば、請求人は、食肉の大腸の脂取り作業を繰り返し行っていたものと認められ、認定基準の「上肢の反復動作の多い作業」に該当すると解す

るのが相当である。

しかしながら、本件疾病発症までに上記作業に従事した期間は1か月と7日であり、認定基準に定める「相当期間」（原則として6か月以上をいう。）の要件を満たしていない。

したがって、他の要件を検討するまでもなく、請求人に発症した本件疾病と業務との間に相当因果関係を認めることはできない。

- (4) 以上のとおり、請求人に発症した本件疾病は、業務上の事由によるものとは認められないものではあるが、請求人が、「両手指狭窄性腱鞘炎」について、業務上の事由により発症したと強く主張することから、以下検討すると、上記(3)の作業に従事し始めてから「両手指狭窄性腱鞘炎」と診断された平成〇年〇月〇日までは2か月と13日であり、認定基準に定める「相当期間」には満たない。

さらに、上記(3)の作業について、当審査会において、認定基準第2の3(1)及び(2)ロに該当するか否かについて検討するも、決定書理由に説示するとおり、「過重な業務」であるとは認められない。

また、G医師は、「両手指狭窄性腱鞘炎」について、「途中2週間の休業もあるのであれば、労務との関連は薄い」旨述べている。

したがって、請求人に発症した「両手指狭窄性腱鞘炎」と業務との間に相当因果関係を認めることはできない。

なお、認定基準では、腱鞘炎は作業従事期間が6か月に満たない場合でも短期間のうちに集中的に過度の負担がかかったときは発症することがあるとされているところ、当審査会において、同要件に該当するか否かについて検討するも、会社のI及びJは、適宜、他の労働者にも応援を指示していたので請求人に過大な負担がかかることはなかったと申述していること等に照らすと、請求人の従事した作業が短期間に集中的に過度の負荷をもたらすものとは判断し得ず、当該要件に該当するとは認められないものであると判断する。

### 3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。